

大野第一区集会所使用料区分

- 1) 使用時間帯は原則として 8時～13時、13時～18時、18時～23時の3区分とし、各時間帯ともその時間帯内であれば使用時間の長短に関わらず同一料金とする。但し、やむを得ず両時間帯にまたがって連続して使用する場合は、5時間までは一時間帯の使用として認めるが、5時間を超える場合は、両時間帯分の料金を徴収する。
- 2) 各集会所とも1回の使用人数が20名を越える場合は、使用者区分及び部屋区分に関係なく使用料金を5割増しとする。
- 3) 全ての部屋に於いて、エアコン使用料(コインタイマー)は利用者の負担とする。

所 集 会	使用者区分		一般使用 ^{※2)}		一般使用以外	
	部屋区分		一区区民 ^{※3)}	一区区民以外	学習教室等 ^{※4)}	企業・会社等
一 区	1F	ホールA ^{※1)}	500円	1,200円	2,000円	5,000円
	2F	会議室、和室	300円	800円	1,500円	3,000円
		調理室 ^{※5)}	600円	1,100円	1,800円	3,500円
	3F	ホールB ^{※1)}	400円	1,000円	1,800円	4,000円
柿 の 浦	大ホール		1,000円	2,000円	4,000円	10,000円
	和 室		300円	800円	1,500円	3,000円
	調理室 ^{※5)}		600円	1,100円	1,800円	3,500円
福 面	ホール		500円	1,300円	2,000円	5,000円
	和 室		300円	800円	1,500円	3,000円
	調理室 ^{※6)}		600円	1,100円	1,800円	3,500円
青 葉 台	ホール		500円	1,300円	2,000円	5,000円
	和 室		300円	800円	1,500円	3,000円
	調理室 ^{※5)}		600円	1,100円	1,800円	3,500円

- ※1) 一区集会所の1F及び3Fホールの料金には使用の如何を問わず調理室／湯沸かし室を含む(調理用設備が少なくホールとほぼ一体になっているため)。
- ※2) 一般使用とは、財産上の利益を求めない会合・集会・活動などをいう。
- ※3) 一区区民とは、使用者の2/3以上が一区の区民であり、かつ、代表者／使用責任者も区民でなければならない。ただし、指導者／教師等の居住地は一区外でもよい。
なお、この区分には第3条(注3)の9団体に登録された趣味クラブ等を含む。
- ※4) 区民の福利厚生・教育・健康等に寄与すると認められ、反復かつ定期的に開く英語・珠算・書道・料理・スポーツ等の教室、塾などは一般使用以外の学習教室等の扱いとする。
- ※5) 調理室使用料には電気、ガス、水道等の光熱費を含む。但し、調理を行わず、飲用に供する湯茶を沸かす程度の場合は、調理室使用料を徴収しない。

○ 区民の葬儀で使用する場合は次表による

	各集会所の一部屋	柿の浦大ホール
通 夜	5,000円	8,000円
葬 儀	5,000円	8,000円
前日の準備	3,000円	4,000円

注1. 調理室の使用料は各集会所共光熱費を含めて1日当たり1,500円とする。

注2. 使用の時間は1日単位とする。